



福島県教育委員会

業務量管理・健康確保措置実施計画

教職員働き方改革 アクションプラン

(令和6年度～令和11年度)

～みんなで 変わろう！変えよう！
子どもたちの未来のために～



連携団体

福島県市町村教育委員会連絡協議会
福島県都市教育長協議会
福島県町村教育長協議会
福島県PTA連合会
福島県高等学校PTA連合会
福島県特別支援学校PTA連合会
福島県小学校長会

福島県中学校長会
福島県高等学校長協会
福島県特別支援学校長会
福島県中学校体育連盟
福島県高等学校体育連盟
福島県高等学校文化連盟
福島県高等学校野球連盟

令和6年2月21日策定
令和8年2月27日改訂



目次

1	はじめに	3
2	本プランの目的	4
3	本プランの目標	5
4	本プランの実施期間	5
5	共通取組テーマ	5
	(1) チーム学校の構築	
	ア スクール・サポート・スタッフの配置・活用	
	イ 専門スタッフ等との連携	
	ウ 学校に対する保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応	
	(2) 各学校の教育課程の見直し	
	(3) 業務分担の見直しによる負担の平準化	
	(4) 教育・校務のDX推進	
	ア 「ふくしまクラウドサービス（FCS）」の活用	
	イ 県立学校入学者選抜におけるWEB出願の導入	
	ウ 次世代の校務支援システム導入に向けた検討	
	エ 調査・報告、会議・研修等のオンライン化等による効率化	
	オ 発出文書・收受文書の処理の見直し	
	(5) マネジメント体制の強化	
	ア 勤怠管理システム等による出退勤時間の管理	
	イ 平日の学校解錠・施錠時刻の適切な設定と遵守	
	ウ 児童生徒一斉下校日の設定と取組の徹底	
	エ 夏季休業中における学校閉庁日の設定等	
	オ 年次有給休暇の取得の促進	
	カ 週休日の振替の適切な運用	

(6)	持続可能な部活動運営	
ア	休養日や練習時間の適切な管理	
イ	適切な学校部活動運営のための体制整備	
(7)	地域・保護者への理解の醸成	
(8)	教頭の業務負担軽減	
6	健康及び福祉の確保に向けた取組	14
(1)	健康管理のための医師による面接指導	
(2)	定期健康診断等の実施	
(3)	特定健康診査・特定保健指導の実施	
(4)	ストレスチェックの実施	
(5)	心身の健康相談窓口の設置	
7	市町村立学校向けの取組	15
(1)	教頭マネジメント支援教員の配置	
(2)	中学校における休日の部活動の地域展開	
8	県立学校向けの取組	16
(1)	デジタル採点システムの活用	
(2)	ICT関連業務の負担軽減	
(3)	施錠時刻の適切な管理等	
(4)	上限を上回った場合の事後検証の実施	
(5)	特別な支援を必要とする児童生徒対応への支援	
9	フォローアップ	17
(1)	働き方と勤務の在り方変革事業による伴走支援	
(2)	勤務実態調査等の実施・公表等	
(3)	知事部局等との連携	
10	おわりに～サブタイトルに込めた思い～	18



1 はじめに

（教職員の働き方改革の必要性）

福島県教育委員会では、第7次福島県総合教育計画を策定し、一方通行の授業を、個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと変革していく「学びの変革」を進めています。学びの変革の実現のためには、複雑化・困難化した膨大な業務で教職員の健康が損なわれかねない状況や、授業準備や日々の研さん、研修に時間を割くことができない状況に陥っている「学校の在り方」もまた変革することが必要不可欠です。また、教職員が長時間の勤務によって、心身の健康に不安を感じながら、負担感や疲労感を抱えたまま授業等で指導をしなければならない状況は、教育の質を低下させ、子どもたちにも悪影響を及ぼすことになりかねません。

（教育行政の本気度）

このような状況の中、令和5年8月29日には、文部科学大臣メッセージ「子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に」が公表されました。教育委員会も学校も、様々な課題を踏まえ、今からできることを直ちに進めなければなりません。そこで県教育委員会では、令和5年12月に、福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（給特条例）に、教職員の時間外勤務時間の上限方針の実効性をさらに高めるため、条文を追加しました。さらに教職員の働き方を、覚悟を持って改革していくため、新たなプランは名称も含めて大きく見直しを行いました。

（みんなで 変わろう！変えよう！）

教職員の皆さん一人一人も、働き方を根本から見直し、福島県教育委員会と市町村教育委員会、さらには教職員と保護者や地域社会が連携して、教員が本来行うべき業務に集中することができるよう「学校の在り方」を変革し、教職員が主体的に研さんを重ね、やりがいと達成感を持って健康に働くことができる環境を実現していかなければなりません。

子どもたちと教職員の Well-being（一人一人の多様な幸せおよび社会全体の幸せ）の実現のためにも、「学びの変革」と、「教職員働き方改革アクションプラン」による「学校の在り方の変革」を両輪として進めていきましょう。

子どもたちと教職員の Well-being の実現

**学び
の変革**

**学校の在り方
の変革**

（改訂にあたって）

令和7年6月の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法。）等の一部改正等を踏まえ、内容を見直しました。

2 本プランの目的

本プランは、第7次福島県総合教育計画に定めた「学びの变革」の実現に向け、教職員の働き方改革の推進により、児童生徒と向き合う時間や授業改善のための教材研究の時間の確保など、教職員が本来行うべき業務に集中することができるよう「学校の在り方の变革」を行い、教職員が主体的に研さんを重ね、やりがいと達成感を持って健康に働くことができる持続可能な教育環境を構築するとともに、児童生徒の健やかな成長と自己実現を図ることを目的とし、給特法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置づけています。

なお、これまでと同様に、県教育委員会と市町村教育委員会が緊密に連携して教職員の働き方改革を推進することが重要であることから、「5 共通取組テーマ」や「7 市町村立学校向けの取組」を設けています。

（各取組について）

業務量管理及び健康確保措置に係る取組については、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の「学校と教師の業務の3分類※1」等を踏まえ、「5 共通取組テーマ」以降にまとめました。

※1 「学校と教師の業務の3分類」

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）」（令和7年9月26日付け7文初第1404号文部科学事務次官通知・「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」別添資料より）

学校と教師の業務の3分類

➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**服務監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

➤ 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、**地域・学校**ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械整備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

3 本プランの目標

4つの目標の達成により、学校全体の Well-being をかなえる教職員の姿を実現します。

- ◎ 仕事と私生活を両立できていると感じる教職員の割合80%以上を目指します。
- ◎ 質の高い授業をするために、授業の準備や自己研さんのための時間を確保できていると感じる教職員の割合80%以上を目指します。
- ◎ 全教職員の時間外勤務時間を、月45時間以内かつ年360時間以内にします。
- ◎ 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加があった場合でも、時間外勤務時間が月80時間を超える教職員をゼロにします。

4 本プランの実施期間

本プランでの取組の効果や、課題をしっかりと検証する必要があること、また、国において令和11年度までに時間外勤務時間を月平均30時間程度に削減するとの目標が示されたことから、実施期間を令和11年度までとしました。毎年プランの見直しを図るとともに、令和8年度には中間評価を実施する予定です。

5 共通取組テーマ

県教育委員会は、5(1)～(8)に記載の取組を、市町村教育委員会との共通取組テーマとして進めます。

共通取組テーマの実施にあたり、県教育委員会及び市町村教育委員会は、各学校や教職員の過度な負担とならないよう、趣旨や目的を踏まえ、各種事業等の精選や発展的解消に積極的に取り組みます。

各学校は、各種行事等の趣旨や目的を踏まえ、教職員の過度な負担とならないよう、各種行事等の精選や発展的解消を図り、割り振られた勤務時間内における「創造的余白※2」づくりに積極的に取り組みます。

※2「創造的余白」：単なる業務改善ではなく、働きがいや質の高い学びに繋がる時間のこと。

(1) チーム学校の構築

ア スクール・サポート・スタッフの配置・活用【3分類⑥⑬⑭⑰⑱関係】

県教育委員会は、学習プリントの印刷、学年・学級事務（会計補助、備品管理、教材・教具準備、軽微な事務連絡・調整、調査集計・回答書案作成等）などを教員に代わって行うスクール・サポート・スタッフの全公立学校への配置の継続を目指すとともに、効果的な活用事例等を共有することにより、校種ごとの実態等も踏まえながら、教員が児童生徒の指導や教材研究・授業準備等に注力できる体制の整備を推進します。

イ 専門スタッフ等との連携【3 分類⑦⑧⑬⑭⑯関係】

県教育委員会は、専門スタッフとして、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを全公立学校で活用できる体制を整えています。

各学校は、専門スタッフの他、事務職員等との連携を図り、業務を分担して対応できる体制づくりに努めます。

ウ 学校に対する保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応【3 分類⑤関係】

県教育委員会は、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等に対応するため、「保護者や地域からの学校への要望等対応ハンドブック」を改訂します。

各学校が対応に苦慮する状況になった場合は、県教育委員会の関係課等が支援するとともに、必要に応じて、当該保護者等への対応を直接行います。

また、学校におけるトラブルへの初期対応の相談等、複雑化する学校現場の諸課題に対して、法務の専門的な指導助言等ができるスクールロイヤーの活用促進により、諸課題の重大化や深刻化の予防と教職員の負担軽減を図るなど、相談体制を充実させます。

(2) 各学校の教育課程の見直し

第7次福島県総合教育計画で示された「学びの変革」を実現するため、児童生徒一人一人が課題を設定し、主体的に学ぶ機会を確保するとともに、教員が授業の準備や学習評価にかかる時間を十分に確保します。

その実現のため、全ての学校において、授業時数を点検した上で、義務教育段階においては、各学校は、原則、標準授業時数で教育課程を実施します。

また、高等学校及び特別支援学校の全日制の課程における週当たりの授業時数については、各学校は、30単位時間を標準として教育課程を編成します。

(3) 業務分担の見直しによる負担の平準化【3 分類⑪⑫⑭関係】

各学校は、複数担任制やチーム担任制などの活用により、学級担任の業務を適切に分担します。また、授業の持ち時間数や授業準備にかかる時間などを精査した上で、授業負担の平準化を図ります。その際、初任者等の経験の浅い教職員に対しては適切に配慮します。

さらに、授業の持ち時間数以外についても、進路の個別指導や週休日の部活動指導の担当者の割振り、校内の清掃や巡回の職員間の輪番での実施など、積極的に業務の平準化を図ることで、正規の勤務時間内に業務が終わるよう、時間外勤務時間の削減及び平準化と休憩時間の確保や業務の持ち帰りがいない状態を目指します。

(4) 教育・校務のDX推進【3分類⑥⑬⑭⑮⑯関係】

ア 「ふくしまクラウドサービス（FCS）」の活用

県教育委員会は、全公立学校の児童生徒が高等学校卒業まで1つのアカウントでGoogle Workspaceを活用できる環境を構築したことから、「ふくしまクラウドサービス（FCS）」のさらなる活用により、校務の効率化や、児童生徒の教育データの蓄積・活用基盤を強化するなど、教育・校務のDX化を一層推進します。

また、各学校からの各種報告の様式についても、活用しやすいデータに変更し、点検や集計の業務を削減します。

イ 県立学校入学者選抜におけるWEB出願の導入

県教育委員会は、入学者選抜に係る業務を軽減するため、県立高等学校及び県立特別支援学校高等部への入学者選抜におけるWEB出願について、令和8年度入学者選抜から導入しています。

なお、県立中学校入学者選抜については、令和9年度入学者選抜から導入する予定です。

ウ 次世代の校務支援システム導入に向けた検討

県教育委員会は、県内すべての公立学校で同一の校務支援システムを導入することで、教職員の業務負担を軽減し、質の高い教育を実現するため、各教育長協議会、各校長会とともに検討協議会を設置し、次世代の校務支援システムへのスムーズな移行を目指します。

エ 調査・報告、会議・研修等のオンライン化等による効率化

県教育委員会は、県教育委員会が行う、調査・報告、会議・研修等の精選や実施・提出方法のオンライン化に努めるとともに、必要に応じて、教育委員会規則等の改正を行います。調査等への回答にあたっては、原則、電子メールによるデータ提出やWebフォームでの回答とし、FAXは使用しません。また、鑑（送付文）不要である旨を明記するなど、ペーパーレス化や学校の負担軽減に努めます。



県教育委員会と市町村教育委員会との間（学校間を含む。）の文書のやりとりについても、定めのある場合を除き、電子データによるやりとりを基本とします。

なお、電子メールでの照会にあたっては、次の5つのポイントを意識するよう努めます。

<照会メール5つのポイント>

- ポイント1：照会内容に応じて送り先 TO を精査し、CC などの活用により、できるだけ経由先を減らしましょう。
- ポイント2：回答期限や照会内容がひと目でわかるような件名にしましょう。
- ポイント3：メール本文は照会文と重複する内容は記載しないようにし、回答期限や補足事項のみ簡潔に記載しましょう。
- ポイント4：メール本文の直下に署名を記載し、照会元の所属や連絡先がすぐにわかるようにしましょう。
- ポイント5：メール受信者が複数のファイルを1つ1つ開く手間を減らすため、複数の添付ファイルはできるだけ結合しましょう。

オ 発出文書・収受文書の処理の見直し

県教育委員会は、発出する文書について、次のように4つに分類します。市町村教育委員会及び市町村立学校長宛ての文書も同様に取扱います。

① 今までどおり送付するもの

(回答が必要なもの、必ず共有しなければならないもの等)

② 県教育委員会のFCSの共有フォルダにデータ保存するとともに、電子メールにより概要をお知らせするもの

(必要に応じて各所属の関係職員にメール転送により周知するもの)

※該当データに直接アクセスできるようにリンク先を必ずメールでお知らせします。

※該当データファイルは、PDF を結合する等、できるだけ少なくします。

③ 校内のFCSの共有フォルダでの共有にとどめるもの

(必要に応じて各所属で見れば十分であるもの)

④ 県教育委員会の判断で送付しないもの

(学校以外にも幅広く周知を依頼されている行事の案内など)

各学校は、収受する多様な文書等について、担当者に電子メールを転送する際に重要度や期限等を明示したり、共有フォルダでの共有にとどめたり、管理職の判断で周知しないなど、効率的なやりとりに努めます。

また、収受文書を印刷する文書を最小限にとどめたり、2 アップや両面印刷により、ペーパーレス化を進めます。



(5) マネジメント体制の強化

ア 勤怠管理システム等による出退勤時間の管理

各学校は、勤怠管理システム等を用いて、出退勤時間及び時間外勤務時間を客観的に把握するため、教職員一人一人の正確な打刻及び時間外勤務時間から除外する時間の申請の手続きを徹底します。



また、教職員自身が、自らの勤務時間に対する意識改革を図るとともに、教育委員会及び管理職は、在校時間を厳正に評価・指導し、勤務時間・健康管理を意識した働き方改革を推進します。

県教育委員会は、県立学校については、勤怠管理システムによる出退勤時間を活用した在校時間調査を行っており、年間及び上半期の結果については、県教育委員会内で情報共有するとともに、労働安全衛生の面から、通知や会議において、出退勤時間及び時間外勤務時間の把握や長時間の時間外勤務時間の是正について、周知を継続します。

イ 平日の学校解錠・施錠時刻の適切な設定と遵守【3分類⑩関係】

各学校は、勤務時間は8時15分から16時45分（休憩時間45分を含めて8時間30分※各学校によって始業・終業時刻が異なる場合あり。）に設定されていることを踏まえ、学校や地域の実態に応じて、勤務開始時刻と勤務終了時刻と大きな乖離が生じないように、平日の学校解錠・施錠時刻について、勤務開始時刻前1時間、勤務終了時刻後2時間以内とするなど、学校ごとに適切な時刻を必ず設定します。

設定にあたっては、解錠時刻から施錠時刻までの時間は、教職員が業務に従事すべき時間、また管理職が教職員に従事させることができる時間として設定されるものではないことを教職員に理解させるとともに、児童生徒及び保護者にも年度始め等に周知して、理解と協力を求めます。

また、定められた解錠・施錠時刻を遵守するとともに、解錠・施錠は教頭のみが行う業務ではないことから、外部人材の活用等により、教頭の負担軽減を図ります。

ウ 児童生徒一斉下校日の設定と取組の徹底

各学校は、原則として週に1日の児童生徒一斉下校日を定め、児童生徒の自主学習時間やボランティア活動等、地域の活動に参加する時間やゆとりのある放課後の時間を確保するとともに、教員自身が質の高い授業を展開するための研究、研修の時間、あるいは、効率的な校務運営のための打合せや会議の時間を確保します。

エ 夏季休業中における学校閉庁日の設定等

各学校は、原則として、いわゆるお盆期間を含めた8月12日～8月16日の5日間（曜日によらず週休日も含めて）を学校閉庁日と定め、週休日の振替を優先的に指定するとともに、夏季休暇、年次有給休暇等の計画的な取得促進を図ります。

なお、休日である年末年始6日（12月29日～翌年1月3日）も含め、閉庁を徹底し、管理職も含めた教職員全員がしっかり休める環境を実現します。

県立学校においては、時差出勤の活用や夏季休業中の在宅勤務等、柔軟な働き方に関する制度の活用を図ります。

オ 年次有給休暇の取得の促進

教職員は、年次有給休暇の計画的な取得により、仕事と私生活を両立できる環境の実現を図るため、管理職も含め、1年間で12日以上 of 年次有給休暇の取得を目指します。

カ 週休日の振替の適切な運用

週休日の振替については、原則、後8週までに行う必要があります。

制度上、校務運営上の必要性等により、後8週を超えて後18週まで振替が可能ですが、特に、大会等の引率により土日とも振替対象の勤務日となる場合には、校務に支障がない場合、校長は、連続勤務を最小限とすることで教職員の心身の負担軽減を図るため、2日のうち1日は翌週（または前週）に週休日の振替を指定できるよう、学校の実態に応じて、配慮します。

（6） 持続可能な部活動運営【3分類⑬関係】

重点

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、学習意欲の向上や、連帯感の涵養、体力の向上等に資する教育活動です。しかし、大会やコンクール等で優秀な成績を収めることのみを重視した過度な練習は、本来の部活動の趣旨から大きくかけ離れ、生徒の多様な活動の制限にもつながります。

県教育委員会は、生徒と教職員の双方にとっての部活動の適正化を目指し、学校現場、連携団体及び競技団体等と協力し、今後の部活動の在り方や課題について、さらに検討を進めます。

そこで、次に掲げる取組により、生徒の自主性を育みながら、スポーツ・文化芸術活動に生涯にわたって関わっていく生徒を育てる、持続可能な部活動に改善を図ります。

ア 休養日や練習時間の適切な管理

① 休養日取得の徹底

- 中学校 平日週1日及び土日いずれかを週1日以上
- 高等学校 平日週1日及び土日いずれかを月2日以上
- ※ 中学校の特設の部活動を含みます（以下同じ）。
- ※ 小学校の特設活動も中学校の基準を準用します（以下同じ）。



平日の休養日1日は児童生徒一斉下校日を利用するなどして一斉に実施することとしますが、練習施設の確保等の事情がある場合は、校長の判断で一部の

部活動のみ別日に設定することができることとします。

土・日に大会・コンクール等（遠征・合宿・練習試合・合同練習会等を含む）が実施される場合は、原則として同月内の別日に休養日を振り替えます。

※ 長期休業中も、学期中と同様に設定し、加えてお盆期間や年末年始の学校閉庁日も休養日とすることを徹底します。

② 練習時間上限の徹底

○ 平日の練習時間は、中高共通で平日2時間、学校の休業日3時間とします。

○ 平日の大会、あるいは、土・日の大会・コンクール等（遠征・合宿・練習試合・合同練習会等を含む）は、上記練習時間の設定とは別に計画されますが、児童生徒の健康・安全を第一に考え十分な休養日（振替の休養日を含む）を設けることを中高共通で徹底します。また、教職員の健康・安全にも十分考慮し、特に、週休日の遠征・合宿・練習試合・合同練習会等については、週休日であることを踏まえて、校長が、実施の必要性とともに、期間・場所・内容等を十分精査します。

※ 小学校の特設活動については、児童の発達段階を十分考慮し、各学校もしくは市町村教育委員会が、中高の練習時間を参考に適切に設定します。



③ 大会等への参加の見直し

県教育委員会は、競技団体及び芸術文化関係団体等に対し、教職員の働き方改革の観点からも、大会等の精選、スリム化や開催運営の見直しを図ることについて、知事部局の関係課等及び競技団体との協議を進めています。これを受けて、競技団体による大会の具体的な見直しに取り組んでいただいています。

また、中体連は、県大会を実施する種目の精選や大会の規模縮小を進めます。高体連は、各競技の専門部ごとに、高体連が主催する大会の平日開催や県総合スポーツ大会と併せて開催することなど、大会運営も含めた教職員の負担軽減策を実行しています。

県教育委員会では、週休日の振替の対象とならず、全てが時間外勤務時間となる各競技団体主催の大会の精選や参加の在り方が大きな課題ととらえており、引き続き、関係団体との協議を進めます。

校長は、部活動の本来の目的（運動部についてはスポーツ医・科学的な観点含む）や児童生徒の健康・安全を第一に考え、**資料1**等を参考にしながら、大会等への参加の精選や教員間で引率業務等を分担します。

【資料Ⅰ】

「時間外勤務時間を考慮した大会への参加の見直し」

※平日の部活動の時間外勤務時間を1時間、平日1日と日曜日を休養日とした場合(中学校)

例1 「土曜日に、1日(8時間)の大会に**毎週参加**すると。
【1か月あたりの時間外勤務時間】
(平日 4時間 + 土曜日 8時間) × 4週 → **48時間** ※部活動指導だけで

例2 「土曜日に、1日(8時間)の大会に**隔週で参加**し、その他の週は通常練習(3時間)を行うと。
【1か月あたりの時間外勤務時間】
(平日 4時間 + 土曜日 8時間) × 2週
+
(平日 4時間 + 土曜日 3時間) × 2週 → **38時間** ※部活動指導だけで

※平日の部活動の時間外勤務時間を1時間、平日1日と隔週の日曜日を休養日とした場合(高校)

例3 「土曜日に、1日(8時間)の大会に**毎週参加**し、日曜日に隔週で通常練習(3時間)を行うと。
【1か月あたりの時間外勤務時間】
(平日 4時間 + 土曜日 8時間) × 4週
+
(日曜日 3時間 × 2週) → **54時間** ※部活動指導だけで

◇顧問……学校の活動方針に基づき、年間計画・月計画を作成し、部活動従事時間をマネジメントする。
◇管理職……活動計画(年間・月)の提出を受け、顧問のサービス管理を適切に行う。

イ 適切な学校部活動運営のための体制整備

① 部活動の活動方針・年間活動計画の作成等

各学校は、「学校部活動の在り方に関する方針」に基づいた部活動の活動方針を作成し、学校のホームページ等で公開します。また、校長は、各部活動の年間活動計画及び部活動休養日等を示した毎月の活動計画を作成・提出させるとともに、必ず、家庭に周知します。

② 部活動の設置数等の見直しと複数顧問制の拡大

各学校は、少子化に伴う生徒数の推移や活動の実態及び地域の実情等を踏まえ、計画的な部活動の設置数の精選や生徒の主体的な運営の推進など、校内規定等の見直しや活動の在り方についても検討します。また、1つの部活動に対する複数の顧問配置により、顧問間で部活動に係る指導を交替で行うことなど、指導に従事する時間を調整することを推進します。

③ 部活動指導員の配置(中学校・高等学校)

県教育委員会は、各学校の教育計画に基づき、校長の監督を受けて、教職員の負担軽減を図るため、人選については競技団体等の協力も得ながら、単独で部活動の実技指導及び大会・コンクール・練習試合等の引率を行うことができる部活動指導員の配置に努めます。

(7) 地域・保護者への理解の醸成

重点

県教育委員会及び市町村教育委員会は、資料Ⅱ等により、教職員の働き方改革の考え方や取組を、各校種のPTA連合会等と連携して保護者に伝えるとともに、教職員の働き方改革が急務であることや、学校への相談等に当たっては、教員の勤務時間等についても配慮をお願いするなど、地域の方々を含め、引き続き、丁寧に伝えていきます。

各学校は、PTA 総会や学校評議員会及び学校運営協議会等の機会を捉え、資料Ⅱを配布して教職員の働き方改革に関する取組について説明し、地域の方々や保護者とどのような対策が考えられるのかを対話を通して考え、地域や学校の実態に応じながら、学校の課題等への改善策等が本プラン（市町村立学校については各市町村教育委員会の業務量管理・健康確保措置実施計画）に適合するものとなるよう、働き方改革に資する取組を進めます。

また、県教育委員会のホームページや公式 note 等での積極的な情報発信を通して、教職員の働き方改革に対する理解を醸成します。（2次元コード参照）

【資料Ⅱ】

保護者及び地域のみなさまへ

教職員の働き方改革に ご理解とご協力を！

～みんなで作ろう！変えよう！子どもたちの未来のために～

保護者及び地域のみなさまへのお願い

- 夜間や休日、学校閉庁日の電話対応にご協力を！
夜間や休日、学校閉庁日には電話が繋がりません。その際は、翌日以降の勤務時間にご連絡をお願いします。
- 登校時間の見直しにご協力を！
児童生徒の安全確保のため、教職員が出動していない早い時間帯の登校はお控えください。
- 時間外の緊急対応等にご理解・ご協力を！
勤務時間以外の児童生徒の事件・事故等の緊急時は、警察・救急・消防等の関係機関までご連絡ください。
- 学校・地域行事等の見直しにご協力を！
これまで続けてきた恒例の行事であっても、大胆に見直すことがあります。
- 部活動指導へのご理解を！
県教委が定めたガイドラインに基づき、休養日の設定、活動時間に上限を設けるなどしています。

背景

福島県教育委員会では、個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと変革していく「学びの変革」を進めています。その実現のためには、授業の準備や自己研さんに時間を割くことができない状況に陥っている「学校の在り方」も変革する必要があります。教職員が長時間の勤務によって、負担感や疲労感を抱えたまま授業等しなくてはならない状況は、教育の質を低下させ子どもたちに悪影響を及ぼします。子どもたちと教職員の Well-being（一人一人の多様な幸せおよび社会全体の幸せ）の実現のために保護者・地域のみなさまにおかれましても、ご理解とご協力ををお願いします。

第7次福島県総合教育計画において掲げている「学びの変革」や「福島ならではの教育」、「学校の在り方の変革」について、保護者を始め県民の皆様にはわかりやすく身近に感じていただくためのマンガや動画はこちらの2次元コードから！



(8) 教頭の業務負担軽減

重点

「教員の勤務実態調査」結果から、「時間外勤務時間が月45時間を超える教員の割合」は、全ての校種で「教頭」の割合が高いことが明らかとなっています。

県教育委員会は、「5（1）ウ 学校に対する保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応」、「5（5）イ 平日の学校解錠・施錠時刻の適切な設定と遵守」及び「5（4）エ 調査・報告、会議・研修等のオンライン化等による効率化」、また、7（1）の市町村立学校への教頭マネジメント支援教員の配置など、教頭の長時間勤務の要因にもなっていると考えられる業務の見直しを着実に実施することにより、教頭の負担軽減を推進します。

また、本プランの取組の平日の学校解錠・施錠などの業務以外でも、学校現場の要として幅広い業務に従事している教頭が「“当たり前”に行っている業務」についても積極的な見直しを図ります。



6 健康及び福祉の確保に向けた取組

県教育委員会は、教職員一人一人が健康な状態で業務に集中できるよう、心身の健康と福祉の確保に向けた取組を、公立学校共済組合と連携して実施します。

（1）健康管理のための医師による面接指導

県教育委員会は、長時間労働と脳血管疾患・心疾患との関連性が高いことから、時間外勤務が月80時間を超えるなど長時間労働となっている県立学校の教職員に対して、労働安全衛生法に基づく医師による面接指導の実施体制を整備し、勤務時間や勤務状況等を適切に把握の上、健康障害防止に必要な場合には医師による面接指導を実施します。

なお、全ての市町村立学校において、当該実施体制が整備されるよう各市町村に働きかけます。

（2）定期健康診断等の実施

県教育委員会は、全ての県立学校の教職員を対象として、労働安全衛生法に基づく定期健康診断（人間ドック等を含む）を実施するとともに、精密検査対象となった場合は、対象者全員の精密検査の実施に努めます。

なお、詳細な健康状態の把握や疾病の早期発見につなげるため、公立学校共済組合の事業（県立学校・市町村立学校を対象）として人間ドック事業を実施し、積極的な利用を促します。

（3）特定健康診査・特定保健指導の実施

公立学校共済組合（医療保険者）は、県立学校及び市町村立学校の40歳以上75歳未満の教職員を対象として、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査を実施し、生活習慣病のリスクが高い者については、生活習慣の見直し等をサポートする特定保健指導を実施します。

(4) ストレスチェックの実施

県教育委員会は、全ての県立学校の教職員を対象として、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調を未然に防ぐとともに、実施後の集団分析結果を活用して職場環境の改善を推進します。

なお、高ストレス者に該当した者のうち、本人からの申し出があった場合は、医師による面接指導を実施し、必要な就業上の措置を講じることとします。さらに、全ての市町村立学校において、ストレスチェックが実施されるよう各市町村に働きかけます。

(5) 心身の健康相談窓口の設置

県教育委員会は、県立学校及び市町村立学校の教職員を対象として、職場や健康等に関する悩みに対応するため教職員相談室を設置するとともに、心・体の健康に関する悩みや不安に対応するため医師や公認心理師等の専門家による多様な相談窓口を設置します。

このほか、管理職向け及び教職員向けメンタルヘルスセミナーや生活習慣改善のためのセミナーなど、健康を保持するために必要な知識の普及に努めます。



7 市町村立学校向けの取組

各市町村立学校は、各市町村教育委員会が策定する「業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき教職員の働き方改革に取り組むこととなります。

ここでは、県教育委員会による各市町村教育委員会及び市町村立学校に対する取組を紹介します。

(1) 教頭マネジメント支援教員の配置

県教育委員会は、一部の学校に対して、校務運営の経験が豊富な管理職退職者等を、教頭マネジメント支援教員として配置します。教頭が本来重きを置きたい業務にできるだけ注力できるよう、教頭の業務を支援する体制を強化するとともに、教頭の時間外勤務時間の減少を図ります。

(2) 中学校における休日の部活動の地域展開

県教育委員会は、知事部局の関係課や市町村及び市町村教育委員会と連携して、子どもが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保し、持続可能で多様な活動環境を整備するため、国の動きを踏まえながら、地域の実情に応じ、休日における部活動の地域展開の取組を推進します。

「地域展開・地域クラブ活動の推進に関する協議会」を設置し、部活動の地域展開を推進するため、市町村の課題に応じて支援できるよう、地域における新たなスポーツ・文化芸術活動の環境の在り方とその構築方法等について検討しています。また、「地域展開・地域クラブ活動推進会議」を開催し、運営（実施）団体・指導者の確保等の体制整備に向けて、市町村の支援に引き続き努めます。

8 県立学校向けの取組

(1) デジタル採点システムの活用

県教育委員会は、全県立高等学校・中学校に対する、デジタル採点システムの導入により、単元テストや定期考査等の試験結果等について、公平公正かつ客観的に採点・評価できる環境を構築しました。システムにより業務の効率化を図るとともに、県立高等学校・中学校の入学者選抜の採点にも活用することができます。

(2) ICT関連業務の負担軽減【3分類⑦⑧関係】

県教育委員会は、全ての県立学校がICT支援員を活用できる体制を構築します。また、ICT支援員に依頼できる業務の例を具体的に示したり、活用の好事例を発信したりするなど、ICT支援員の有効活用を促進します。

各学校は、職員10人程度に対して1人の副担当者を指名するなど、特定の担当者のみに負担が集中しないよう校内体制を整備します。

(3) 施錠時刻の適切な管理等

設定した施錠時刻を超えて業務を行う教員から申し出があった場合に、管理職は、当該教員からあらかじめ書面で「業務内容」、「勤務終了予定時刻」等について提出を受け、許可する体制を適切に管理します。

当該教員は、次回の勤務日に、実際の業務内容と勤務終了時刻を口頭やメール等で管理職に報告します。

管理職は、時間外勤務が連続しないよう、また、勤務終了から次の勤務日の勤務開始までの時間が目安11時間以上となるよう配慮するなど、教員の勤務時間を適切に管理します。

(4) 上限を上回った場合の事後検証の実施

各学校においては、時間外勤務時間が月80時間を超えた教職員がいる場合、校長は当該職員と必ず面談を行います。また、2か月連続で超えた場合は、その要因を分析し改善策を検討した上で、報告書を各人事主管課へ提出するとともに

に、業務分担等必要な措置を講ずるものとし、県教育委員会は、必要に応じて指導・助言を行います。

また、時間外勤務時間が年360時間を超えることのないよう、7月末までに180時間を超えた職員がいた場合、校長は、人事評価の中間面談等の機会を活用し、当該職員の業務遂行の状況等の確認や注意喚起等を行います。

(5) 特別な支援を必要とする児童生徒等の対応への支援

県教育委員会は、全ての県立特別支援学校に地域支援センターを設置するとともに、特別支援教育アドバイザーを10校に配置し、相談や研修の支援を行うなど、学校や担当する教員への支援をしています。

また、県立高等学校に作業療法士や公認心理師等外部の専門家を派遣したり、個別支援教育推進校10校に外部人材を配置したりすることで、生徒が安心して過ごせる空間づくりを支援するとともに、個別支援教育の充実を図ります。

なお、支援のノウハウや好事例等の情報共有に努めます。

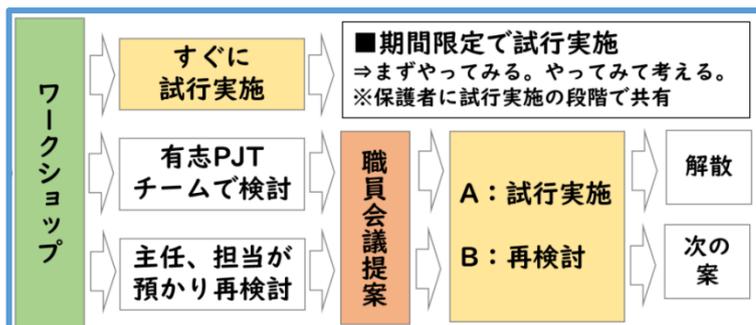
9 フォローアップ

(1) 働き方と勤務の在り方変革事業による伴走支援

業務改善を進めるに当たっては、「自助・共助・公助」の視点が参考になります。「自助」は個人裁量、「共助」は学校裁量、「公助」は国・教育委員会裁量と位置づけられます。「共助」に当たる学校裁量による業務改善を推進します。

県教育委員会は、各学校の働き方改革推進委員会で、各学校の実態に応じた業務改善策を教職員が提案し、全教職員の共通理解のもと、できるものから実践できるよう支援します。支援に当たっては、学校における業務改善の専門家が直接、希望する県立学校に個別に指導・助言する機会を設けるとともに、個別の指導・助言の成果を全公立学校に普及させるため、好事例等の情報共有に努めます。各学校は、県教育委員会が作成した『PBL型（Project Based Learning：自ら課題を見つけ出し、課題解決につなげる手法）の業務改善の手引き』、専門家による研修動画及び他校の好事例を活用します。

(専門家による個別支援（校内の業務改善に向けたワークショップ等）のイメージ)



※有志PJTチーム：有志のプロジェクトチーム

(2) 勤務実態調査等の実施・公表等

県教育委員会は、取組の着実な実行を図るため、市町村教育委員会と連携しながら、「教員の勤務実態調査」及び「教職員働き方改革アクションプラン取組状況調査」により、時間外勤務時間等の状況を把握するとともに、調査結果を公表します。

また、県教育委員会は、調査結果等を踏まえ、必要に応じて、市町村教育委員会への指導助言を行います。

(3) 知事部局等との連携

県教育委員会は、総合教育会議において、本プランの改訂や実施状況等について報告するなど、知事部局と緊密に連携しながら取組の実効性を高めます。

また、本プランの改訂や実施状況等については、県人事委員会とも情報共有を図り、必要に応じて専門的な助言等を求めます。



10 おわりに ～サブタイトルに込めた思い～

教職員の時間外勤務時間については、改善が進んでいるものの、教頭や大会引率業務等の多い部活動顧問を担当する教員を中心に、依然として長時間勤務の教職員が多い状況です。持続可能な教育環境の構築に向けて、教職員はもとより、保護者や地域住民の方々など社会全体が一丸となって取り組む必要があります。

今回の改訂の多くは、給特法等の一部改正に伴うものです。県教育委員会、市町村教育委員会及び各学校、それぞれの立場でできることは異なりますが、重要なことは共通理解のもと「みんなで」取り組むことです。「子どもたちの未来のために」も、福島県の教育環境がさらに良いものとなるよう、教職員、保護者、地域住民の総力を結集していかなければなりません。

これらの思いを共有するために、今までになかったサブタイトルが設けられています。様々な機会において、このサブタイトルで共通理解を図り、教職員の働き方改革を一層推進していきたいと思えます。

関係の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

県教育委員会においても、国への重点要望として、各種加配定数等の改善・充実や学校における働き方改革に向けた業務改善のための体制整備を求めています。国への働きかけも含め、教師が本来担うべき業務に集中できる環境整備に、引き続き、取り組んでまいります。